は、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、造幣局の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

一　第五条に定める期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

［イ・ロ　略］

ハ　当該事項に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

二　前号に掲げる当該事項の実施状況について造幣局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

［ロ・ハ　略］

2　［略］

（財務諸表）

第九条　造幣局に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準にいう行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（セグメント情報の開示）

第十一条　造幣局に係る独立行政法人会計基準にいうセグメント情報は、行政コスト、造幣局の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト、売上高、営業費用、営業利益又は営業損失、営業外損益、特別損益、総損益及び総資産額とする。

（事業報告書の作成）

第十一条の二　［略］

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　造幣局の目的及び業務内容

［削る］

率化に関する目標を達成するためとるべき措置として定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における当該項目の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

［イ・ロ　同上］

ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

二　前号に掲げる当該項目の実施状況について造幣局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

［ロ・ハ　同上］

2　［同上］

（キャッシュ・フロー計算書等）

第九条　造幣局に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準にいうキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（セグメント情報の開示）

第十一条　造幣局に係る独立行政法人会計基準にいうセグメント情報は、売上高、営業費用、営業利益又は営業損失及び総資産額とする。

（事業報告書の作成）

第十一条の二　［同上］

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　造幣局に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の造幣局の概要

［削る］

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに造幣局への出向者の数

二　財務諸表の要約

［削る］

三　国の政策における造幣局の位置付け及び役割

［削る］

四　年度目標の概要

［削る］

五　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

［削る］

六　事業計画の概要

［削る］

七　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

［新設］

八　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

［新設］

九　業績の適正な評価に資する情報

［新設］

十　業務の成果及び当該業務に要した資源

［新設］

十一　予算及び決算の概要

［新設］

十二　財務諸表の要約

［新設］

十三　財政状態及び運営状況の理事長による説明

［新設］

十四　内部統制の運用状況

［新設］

十五　造幣局に関する基礎的な情報

［新設］

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

［新設］

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　事業に関する説明

［新設］

3　事業報告書には、通則法第三十五条の十に規定する事業計画に記載されたセグメント（造幣局を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。